第1回京都市共同参画社会推進施設指定管理者選定委員会摘録

【日 時】 平成30年7月31日(火) 午後1時30分から午後2時25分まで

【場 所】 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 2階 セミナー室A

【出席者】 委員 有田 耕介(税理士)

委員 岡 仁美(市民公募委員)

委員 表 真美(京都女子大学発達教育学部教授)

委員 才寺 篤司 (京都商工会議所理事・事務局長)

<五十音順 敬称略>

【傍聴者】 3名

【次 第】 1 開会

- (1) 委員紹介
- (2) 委員長の選出・副委員長の指名
- 2 指定管理者制度及び施設の概要について
- 3 選定方法について
- 4 募集要項について
- 5 選定スケジュールについて
- 6 閉会

【内容】(○委員、*事務局)

1 開会

互選により表委員が委員長に就任し、表委員長が才寺委員を副委員長に指名した。

2 指定管理者制度及び施設の概要について 資料4

事務局から概要について説明し、以下のとおり質疑を行った。

- 施設の稼働率が約9割とのことだが、男女共同参画センターの色々とある施設のすべてが 9割程度稼動しているのか。
- * 全体としては約9割だが、施設により状況が異なる。会議室やセミナー室は非常に稼働率が高いが、イベントホールなどの施設はその特性から5~6割程度というところである。 また、午前・午後など時間区分を含めて細かく見ると、さらに稼動できる余地はある。
- 利用者の年齢層の内訳などはあるか。
- * 手元に資料を持ち合わせていないが、出せるようなら資料を提供させていただく。
- 建物は中京青少年活動センターとの複合施設とのことだが、青少年活動センターの指定管理者の募集は別途行うのか。同じ施設であれば、一緒に募集した方が効率的ではないか。
- * 青少年活動センターの指定管理者は別途,担当する部署において募集を行うこととなる。 青少年活動センターと男女共同参画センターでは設置目的や根拠となる条例が異なってい る。また、指定管理業務は建物管理や貸し館だけでなく、各種講座などの事業を含めて一

体的に委託するものであることから、募集の手続を別途行っている。実際の管理運営においては、同じ施設の中に同居している指定管理者同士、連携を図っていただいている。

3 選定方法について

事務局から公募による選定について説明した。質疑等はなし。

4 募集要項について 資料 5

事務局から募集要項案について説明し、以下のとおり質疑を行ったうえで、質疑を踏まえて 委員長一任で募集要項を確定させることとした。

- 2ページの「委託料の上限額」の部分について、前回の委託料からの減額分を利用料金収入で賄うということかと思うが、毎年7千万円程度の収入があると仮定すると、現在の委託料より少ない経費で運営しなければならないように見えるがいかがか。
- * 昨年開設したギャラリースペースをはじめ、施設稼働率を向上させ、収入を確保する余地はあると考えている。そういった点を含めて、利用料金制の導入により経営努力を引き出したい。
- 経営努力とはいえ、なかなか厳しい面もあるように思う。4ページに利用料金の上限額を示してあるが、今後、値上げすることはあるか。直近の使用料の改定はいつか。
- * 基本的には、ここでお示ししているのは条例で定める上限額であり、この範囲の中で指定 管理者が京都市の承認を得て実際の利用料金を定めることとなる。利用料金の上限額を引 き上げようとする場合、条例の改正が必要となる。直近では、平成26年に消費税導入に伴 い、全体として約3%程度の使用料の引き上げを実施している。
- では、次の消費税率改正の際は料金の引き上げの可能性はあるか。
- * 現時点で確定的なことは言えないが、可能性としてはあると考えている。
- また、水準書において1百万円以下の小規模修繕は指定管理者が行うとあるが、築25年 にもなる建物であることを踏まえると、色々と修繕箇所は多くなっていると思う。そうし た点に配慮する必要はないか。
- * 現在の指定管理協定においても、修繕についてはお示しした水準書と同様に1百万円を基準として役割分担をしているが、指定管理者の修繕はクロスやカーペットの貼替えなど日常的な対応が主で、一方、雨漏りや排水接続の修繕など、建物全体に関わるような修繕や躯体に関するものなどは、金額が1百万円以下でも京都市で対応している部分がある。
- 建物について、お手洗いがほとんど和式で改装が必要ではないかと考えているが、具体的な計画等はあるか。
- * 今年度,現行の指定管理者において一部洋便化も計画いただいているところではある。
- 3ページの応募要件のうち、法人の役員等の個人の身元を確認できる書類等が提出書類に 見当たらない。何らかの形で提出いただく必要はないか。
- * 御指摘を踏まえて、適切に対応できるよう他の施設の状況等も踏まえて検討したい。
- 現在の指定管理者は京都市の外郭団体とのことだが、京都市からの出向やOBの常勤等は

あるか。

- * 指定管理者である(公財)男女共同参画推進協会に現在,職員の出向・派遣は行っていないが,常勤の専務理事として京都市OB職員が就任している。
- 現在の指定管理者以外が指定管理者となった場合,職員の受け入れ等を京都市から要望されることはないと考えてよいか。
- * そのような要望を行うことはない。
- 現在,指定管理者に対する評価等は行われているか。利用者からのアンケート等も実施されているか。
- * 指定管理の協定において自己評価や外部評価の実施を盛り込んでおり、実施していただいている。また、アンケートを館内に設置するほか、本市からの依頼による窓口サービスに関するアンケートも行っていただいている。
- 水準書の事業に関する業務で、4年前の募集から大きく変わったことはあるか。現在の社会情勢等を踏まえて、例えばLGBTなどを事業のテーマとして取り扱うことなどはあるか。
- * 大きな変更はないが、別途指定管理者に委託していた男性のためのDV相談を指定管理業務に盛り込んでいる点が変更されている。募集要項としてお示ししている水準書はあくまで最低限の水準を示すものであり、これを踏まえて応募者の自由な発想で企画を提出していただくことになるので、応募者の提案を待ちたいと考えている。なお、現行の指定管理者においても、指定管理業務として実施している講座においてLGBTがテーマとして取り扱われており、御指摘のように新たなテーマを指定管理事業として実施していくことも十分可能であると考えている。
- ギャラリースペースの有効活用が収益の改善余地としてあるとのことだが、図書情報室を 縮小してギャラリースペースを設置したのは、収益力向上のために京都市の方針として考 えられたものか。
- * ギャラリースペースの設置に当たって、一つには図書情報室の在り方という課題があった。 男女共同参画に関する情報の収集・発信のための図書情報室でありながら、直接男女共同 参画に関連しない書籍等が多く、蔵書の見直しの必要があった。また、美術館の建替えに 伴い、美術作品の展示等のための代替スペースが必要だったという状況もあり、総合的に 勘案して京都市の方針として設置を決めたものである。
- * 図書情報室の利用者がピーク時に比べてほぼ半減していた等の事情も考慮して方針を定め たものである。
- 指定管理者が京都市に建物の改装等を提案することは可能か。
- * 提案があった場合はあらためて検討することとなるが、条例により施設の内容や目的等を 定めているため、実際には条例の改正等が条件となる。
- 現行の指定管理協定において、採算は取れているのか。
- * 現在の指定期間の初年度である27年度は600万円程度の赤字,28年度は40万円程度の黒字,29年度は500万円程度の黒字となっており,4年間を通すと概ね収支均衡が見込まれる。

- これに経営努力を加えることで、次期も採算が採れると考えているということか。当初が 赤字となった原因は。
- * これまでの収支等も踏まえて委託料の上限を設定したものである。赤字・黒字の原因は軽々には判断できないが、他の施設の状況等も踏まえると、やはり初年度は先行投資を含めて 経費がかさむことが多いと感じている。
- もし応募がなかった場合はどうなるか。
- * 条件を見直して再公募する形となる。

5 指定管理者選定スケジュールについて 資料 6

事務局から概要について説明し、以下のとおり質疑を行った。

- 9月上旬に行う可能性がある実地調査とは何か。
- * 応募者が同種の管理運営等を行っている場合など、必要に応じて事務局において実際の運営状況等を確認するものである。
- 次回の開催予定は。
- * 議会の日程等も考慮して、9月下旬を目途に、あらためて調整させていただく。